改正後	改正前
（企画官、企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、企画官十二人、企画調整官十人及び総務調整官二人を置く。 2～4　（略） （営繕企画官及び契約事務改善推進官） **第十一条の三**　管理課に、営繕企画官及び契約事務改善推進官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　契約事務改善推進官は、命を受けて、管理課の所掌に係る入札及び契約に関する事務の改善に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 2　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） 3～7　（略） 8　建築技術調整室は、営繕工事に関する事務のうち、構造設計及び工事の品質管理に関する技術的事項の企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（設備・環境課及び官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 9　建築技術調整室に、室長を置く。 10・11　（略）	（企画官、企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、企画官十三人、企画調整官九人及び総務調整官二人を置く。 2～4　（略） （営繕企画官及び調達事務改善推進官） **第十一条の三**　管理課に、営繕企画官及び調達事務改善推進官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　調達事務改善推進官は、命を受けて、管理課の所掌に係る調達に関する事務の改善に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （特別整備室、施設評価室及び木材利用推進室並びに建築技術調整官、官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価室及び木材利用推進室並びに建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 2　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価室及び木材利用推進室並びに建築技術調整官及び官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） 3～7　（略） 8　建築技術調整官は、命を受けて、営繕工事の設計に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（他課及び官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （新設） 9・10　（略）

改正後	改正前
（海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官） **第十九条の二**　海洋政策課に、海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官それぞれ一人を置く。 2　海洋政策企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及び利用に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。 二　海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二国間に関するものに関する特定事項に関すること。 3　海洋政策渉外官は、海洋政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（海洋政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （企画室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官） **第二十一条**　物流政策課に、企画室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官それぞれ一人を置く。 2　企画室は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際物流課並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略） 4　次世代物流システム推進官は、命を受けて、次世代物流システムの導入の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際物流課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 5　物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（流通業務総合効率化事業推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（海洋政策渉外官） **第十九条の二**　海洋政策課に、海洋政策渉外官一人を置く。 （新設） 2　海洋政策渉外官は、海洋政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （企画室並びに物流環境政策調整官、災害物流対策官及び総合物流施設企画調整官） **第二十一条**　物流政策課に、企画室並びに物流環境政策調整官、災害物流対策官及び総合物流施設企画調整官それぞれ一人を置く。 2　企画室は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際物流課並びに物流環境政策調整官及び災害物流対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略） （新設） 4　物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。